

消費者被害注意報

「点検に行きます」から始まる高額請求！？ 大手会社を名乗る業者にご用心！

事例 1 大手ガス会社を名乗る相手から、「制服を着た者がガスの点検に伺う」という電話があり、来訪を許可した。念の為大手ガス会社に電話をして確認したところ、「無料法定点検は半年前に済んでいる」と言われた。怪しいので来訪を断りたいが、業者名も連絡先もわからない。どうしたらいいか。(80代・女性)

事例 2 高齢の母の家に「分電盤の点検に伺う」という電話があり、来訪した業者に「分電盤が古くなっていて漏電の危険がある」と交換を勧められ、不安になり分電盤の交換契約をしたようだ。母は騙されたと思っていないようだが、高額であり本当に必要な契約だったのか疑問である。不要な契約だったのであれば解約・返金を求めたい。(当事者:80代・女性)



- ・突然の電話や訪問で、「屋根」「外壁」「給湯器」「分電盤」「太陽光パネル」などの無料点検を持ちかけます。
- ・点検後に「このままだと大変なことになる」と不安をあおり、実際には不要な修理や高額な契約をその場で迫ります。



無料法定点検とは？

電気・ガスは4年に1度の点検が法律で義務として定められています。事前に必ず書面でお知らせがあります。(例：右図)
登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が訪問します。
点検後に その場で何らかの契約を勧誘することはありません。

電気設備点検
訪問日のお知らせ

○月×日
△時～□時の間
○×株式会社

消費者トラブル防止のために

- 大手会社・契約している会社等を名乗る相手であっても、突然の電話や訪問で点検を持ちかける業者には、安易に点検させないようにしましょう。
- 点検を断る連絡ができず訪問された場合には、インターホン越しに点検を断りましょう。点検させてしまってもその場では契約せず、複数の業者に見積を取る等よく検討しましょう。
- 無料法定点検について、次回点検時期等を日頃から確認しておきましょう。
- 不安や不明な点があれば、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。



悪質商法
ひっかからん蔵

商品・サービスの契約トラブルは消費生活センターへ

消費者ホットライン(全国共通) ☎ 188(いやや)